

## 公認会計士法の課徴金制度について

○平成19年6月20日に成立した「公認会計士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第99号）」により、公認会計士・監査法人に対し、違反行為を適切に抑止する観点から利得相当額を基準とする課徴金を賦課することとした。平成20年4月1日より施行。

○制度の対象とする違反行為

- ①監査法人の社員（又は公認会計士）が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明すること。
- ②監査法人の社員（又は公認会計士）が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明すること。

○課徴金額

- ①故意により虚偽証明を行ったときは監査報酬相当額の1.5倍に相当する額【公認会計士法第31条の2第1項第1号、第34条の21の2第1項第1号】
- ②相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行ったときは監査報酬相当額【公認会計士法第31条の2第1項第2号、第34条の21の2第1項第2号】

○「監査報酬相当額」とは

監査証明業務の対価として支払われる金銭その他の財産の価額の総額（虚偽証明を認定した財務書類に係る事業年度における監査報酬を全て含む。）

○課徴金納付命令までの手続

- ①金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認められる場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
  - ②金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。
- ※但し、一定の戒告・業務停止、換算命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないとき認められるときは、命じないことができる。

（出典：金融庁HP）